事務センターだより

第 5 号　R2．11．19　　文責：緒方

１１月に入り、一気に秋めいてきました。木々も色づき、風に舞う葉。綺麗な光景ですが、お掃除の事を考えると複雑。先生方の服装も一気に冬支度。日々の寒暖差が激しく、なかなか衣替えが完了しないまま、私は冬を迎えてしまいそうです…

気がつけば今年もあと一月あまり、みなさんはやり残したこと、ありませんか？

年末調整事務も一段落しました

先日は、お忙しい中年末調整関係書類の提出お世話になりました。１１月１０日、山鹿市学校事務センターの１５校、計３６２名分の書類の確認作業を行いました。書類にまみれた一日となりました。以下、連絡です↓↓

- ○　保険会社等からの各種証明書や、扶養親族の方の所得が確認できる書類が今回間に合わなかった場合等「再調整」を行うことができます。再調整が必要となった場合は、直ちに事務職員へ申し出てください。　**➜再調整の学校人事課書類締め切りは12月18日(金)午前11時です**
- ○　年末調整の結果、過納額があった場合は**１２月２８日（火）**に本人口座に振込み予定です。また不足額があった場合は、１２月分給与から徴収予定です。
- ○　多額の医療費の支払いがあった場合や、今年中に新築し、新たに住宅借入金等特別控除を受けたい場合等、源泉徴収された所得税の還付を受ける際は確定申告が必要ですので、各自税務署へ手続きに行ってください。

★2021 年(令和 3 年)の確定申告期間は、2021 年 2 月 16 日(火)～3 月 15(月)です

年末調整に関して不明の点等ありましたら、
各校事務職員までお気軽にお尋ねください☺

就学援助費制度について

山鹿市では、経済的に困られている小学校・中学校在学児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費などを援助する「就学援助費」の制度があります。下記の条件に該当する方が対象です。

（１）児童生徒が山鹿市立の小・中学校に在学していること
（２）認定要件(家族状況、経済状況等)に該当すること

支給される費目は

①学用品費　②通学用品費　③校外活動費　④修学旅行費　⑤新入学児童生徒学用品費
⑥学校給食費　があります。(ただし全額とは限りません。)

年間の支給額（概算）は、小学生が年額５８，６５０円程度・中学生が年額７７，０５０円程度で、これに修学旅行費や校外学習費、新入学用品費などが加算されます。

申請は一年中事務室で受け付けますが、新入学児童生徒分は来年度（Ｒ３年度）分の受け付けをすでに行っています。在学生分も年明け～２月１２日（金）締切で受け付けを行います。

来年度から就学援助費の支給が口座振込になる予定です。

詳しい内容について知りたい方は、事務室までご相談ください☺